

高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（第4回）

平成27年12月22日

【岩井主査】 皆さん、おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議を開催させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

前回の会議では、充実方策について議論した後、論点整理案に沿って具体的に議論を深めたところですが、それらの議論を受けて、本日は更に加筆修正した論点整理案を用意しています。本日は、論点整理案について更に御意見を頂きながら議論を進めていきたいと思っております。限られた時間ではありますが、積極的な御議論をお願いします。

なお、報道関係者及び一般の傍聴者に対して会議を公開することとしておりますので、御承知おきください。

それでは、議事に入る前に、まず、配付資料について事務局から説明をお願いします。資料1と4については、内容についても簡単に説明をしてください。

【瀬戸特別支援教育課課長補佐】 特別支援教育課の瀬戸でございます。本日の配付資料は、議事次第にありますとおり、資料1として、これまでの御意見に、前回会議における御意見を追記したものを御用意しております。資料2として、前回と同じ検討すべき事項の資料を、資料3として、前回の御議論を受けた論点整理案の加筆修正版を御用意しております。なお、資料3の前回からの変更箇所につきましては、参考資料5として見え消し版をお配りしておりますので御参照ください。そして、資料4として、本日御欠席の市川委員からの提出資料をお配りしております。

参考資料の1から3は前回と同じ資料を御用意しております。参考資料4といたしまして、前回、大南委員から御紹介のありました、平成9年の有識者会議の報告を新たに御用意しております。

参考資料4を、まず簡単に御覧ください。高等部卒業後を見据えました職業的な自立を目指した教育という論点が8ページ以降、記載がございます。また、33ページに、今後の課題としまして、「労働、医療、福祉関係機関との連携の強化」という項目がございます。これらも議論の御参考としていただければと存じます。

資料につきまして万が一不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

また、資料1、資料4の御説明に入る前に、今後のスケジュールでございますが、第1回の会議におきましては、皆様にお集まりいただく会議、パブリックコメントまでに全部で5回というようなスケジュールでお示しをしておりましたが、現在、この後、報告書案をお示しするという予定になりますので、この後、更に2回ほどお集まりいただければと考えております。予定より一度多くパブリックコメントの前にお集まりいただければと考えておりますので、こちら、また事務局から改めて日程の御相談をさせていただきます。

また、本日、マイクが、いつもの立てマイクではないマイクになっておりますので、申し訳ございませんが、適宜、身近なマイクをお使いいただければと存じます。

それでは、資料1の御説明に入りたいと思います。資料1を御覧ください。こちら、追記部分について御説明いたします。なお、前回の御意見のうち、論点整理案への加筆修正につきましては直接資料3に反映しておりますので、御了承ください。

まず、2ページ目、2ポツの制度設計でございます。指導内容について、モデル事業の成果を踏まえて検討することになるのではないかと御指摘、そして、3ページ目、学習評価単位認定について、年度途中での指導の開始や終了の扱いについても検討が必要ではないかと御指摘を頂きました。

4ページ以降、3ポツ充実方策につきまして、個別の教育支援計画、指導計画の必要性、特別支援学校に頼り過ぎない高校の教員そのものの専門性確保の必要性、特別支援学校が蓄積してきた就労支援のノウハウ等の活用などについて、御覧のような御意見を頂いております。

資料1につきましては以上でございます。

続きまして、資料4を御覧ください。日本発達障害ネットワーク理事長の市川委員には、日程調整の都合上、まだ御出席をいただけておりませんので、今回、このような形で御意見を頂いております。市川委員御本人の御了解も頂きまして、本日、資料として配付させていただきました。

それでは、概要を御紹介させていただきます。まず、前半部分におきまして現状の御報告を頂いております。大きく2点ございます。まず、現場における保護者の御意向の傾向としまして、仮に大学に進学しても、いずれは就労が課題になることから、就労に関する支援が手厚い学校に通わせたいというような御意向が現場において感じられるという点。そして、もう1点、医療の国際的診断基準の、現在改定をされております基準の中で、知的障害と発達障害が一緒になるといった動きもある点について御報告を頂きました。その上で、

後半部分で検討課題等に関する御意見を頂いております。

まず、高校への通級による指導の導入は、こういった時代の流れを踏まえた制度改正であると。一方で、特別支援学級の検討や知的障害の扱いなど、今後のさらなる検討の余地を残すべきであるとの御意見。そして、発達障害、知的障害はライフステージで存在しており、家庭の問題なども無視できないこと。学校全体として取り組むとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの連携も重視すべきとの御意見を頂いております。

資料4につきましては以上でございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入りますが、今、事務局から話がありましたように、予定より会議は1回多くなるということです、その辺も踏まえて御発言を頂ければと思います。

まずは、論点整理案の変更箇所について、事務局からまず説明をお願いいたします。

【瀬戸特別支援教育課課長補佐】 特別支援教育課の瀬戸でございます。それでは、15分程度お時間を頂きまして、論点整理案の加筆箇所、修正箇所につきまして御説明を申し上げます。

資料3と参考資料5を御用意ください。前回からの変更箇所が明記されております、参考資料5に沿って御説明を申し上げたいと思います。

まず、1ポツ制度化の意義の1ページ目でございます。こちら、上から三つ目、四つ目の丸でございますが、前回の会議におきまして、高校段階になりますと、やはり我が学校には障害のある生徒はいないというような認識でいらっしゃる関係者がまだ存在することで御指摘がありましたので、いわゆる適格者主義に関しまして、中教審が出しております報告から抜粋をして掲載しております。元としておりますのは、平成26年度の中央教育審議会初等中等教育分科会の高等学校教育部会、こちらの審議まとめを参考に、3番目と4番目の丸について記載をしております。そして、その下、このような方向性を受けて、高校においても抱える課題が様々となっているという点を追記しております。

1枚おめくりください。一つ目の丸で、最初の会議で御説明申し上げました文部科学省の推計に基づきまして、高校に進学する進学者に占める発達障害等困難のあると思われる生徒の割合、2.2%という数字を紹介させていただきました。

2ページ目、二つ目の丸でございます。これまでの流れの中で、発達障害者支援法、そして、障害者差別解消法に関する合理的配慮の単語を明示的に入れさせていただきました。

その下の丸でございます。こちらは、自立活動がそもそもなぜ必要であるのかという点も明記すべきとの御指摘を踏まえまして、記載をさせていただきました。

そして、2ページ目の最後の丸でございます。高校においては、こうした制度がまだありませんという、もともとありました記載の後ろに、高校において、これまで全く何もされてこなかったわけではないですという旨を追記しております。生徒指導・教育相談等の観点からの対応という点は、平成21年の報告においても触れられていた点になります。

そして、次のページ、3ページを御覧ください。上から二つ目、三つ目の丸になります。平成21年の報告にございました、自尊感情や心理的な抵抗感への配慮というところにつきまして、前回、更に詳しく見ていくと、幾つかの心理的な要素に分類できるのではないかと御指摘がありました点、そして、モデル事業の取組を踏まえて、そういった心理的な抵抗感がない保護者、生徒もいるという御報告、これらをこの二つのパラグラフで記載をしております。

1枚おめくりいただきまして、4ページ目を御覧ください。一つ目の丸でございます。特別支援教育の考え方としまして、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する。この「主体的な」という点が重要であるとの御指摘を踏まえまして、このパラグラフに明記をしております。

そして、その下の丸でございます。追記部分、「高等学校における特別支援教育の取組が全体として推進されなくてはならない」。これは、通級による指導のみでは不十分であって、例えば、平成21年度の報告にも記載いただきました校内の体制整備ですとか、そういった特別支援教育の取組全体の推進が必要であるとの御意見を踏まえて追記をしております。

4ページの後半部分、2ポツ制度設計の下、丸、一つ目、二つ目でございます。ここは用語の点で修正を幾つか加えております。ここは中身を修正するものではなく、表現を事務局で精査いたしまして、適正化したものになります。

続きまして、5ページ目を御覧ください。(1)の「教育課程上にどのように位置付けるか」。この部分で、前回、モデル事業の成果も参考にと御指摘を頂きましたので、その点、追記をいたしております。

1枚おめくりください。6ページになります。前回会議では一番上の丸、対象となる障害種について、小・中学校の通級による指導と同一にという御議論がありました。更に加えまして、知的障害の扱いにつきましても御議論をいただきました。その点をその下、三つのパラグラフにわたって記載をしております。

まず、上の一つ目のパラグラフ、平成4年に開催されました小・中学校の通級による指導の導入に関する有識者会議での報告、こちらを引用しております。そして、その次の丸でございます。「知的障害の特性としては、習得した知識や技能が断片的になりやすく、生活に結びつきにくいことや、場面や状況を理解した上での適切な判断や行動が難しい場合が多い。このため、生活に結びつく具体的、実際的な内容を指導内容に位置付け、個別の指導計画に基づく個に応じた指導を丁寧に行うことが必要となる。すなわち、知的障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、一定の時間のみ取り出して行うことにはなじまないことを踏まえ、高等学校における『通級による指導』においても、小・中学校における通級による指導と同じ扱いとすることが適当である」、このように記載をさせていただきました。

その上で、重複して、例えば、自閉症ですとか、前回障害種名が出ましたが、そういった他の障害を併せ有する生徒であって、困難の主訴が知的障害以外によるものである場合には、その障害に応じた通級による指導の対象とすることはあり得る、この点も記載をさせていただきました。

その下の丸でございます。対象者の決定に関するプロセス、この点も前回の御指摘を踏まえた加筆修正をしております。

1枚おめくりください。少し飛びまして、9ページでございます。一番上のパラグラフの最後の部分でございます。前回の会議で検討すべきとして御指摘のありました点を2点追記しております。個別の目標や個別の指導計画を基にどのように評価をするかという具体的な評価方法について、そして、年度途中に開始する場合、あるいは終了する場合の扱いについて、こちらも、モデル事業の成果も踏まえた検討が必要である。前回の会議を踏まえて、まずはこのような記載としております。本日もまた御議論ございましたら、追記をしてみたいと思います。

そして、その下、(7)「担当する教員について」。こちらも前回の御指摘を踏まえて、教科の免許に関しましては、必要に応じて「柔軟に対応することが望ましい」、こういった書きぶりに修正をしております。

その下、3ポツ充実方策でございます。こちら、本日新たにお示しする箇所になりますので、読み上げさせていただきたいと思っております。

まず、9ページの一番下のパラグラフからでございます。

通級による指導は、単に法令上の制度改正をすれば活用が進むというものではない。高

等学校における特別支援教育のための体制整備が不十分のまま通級による指導のみを実施しようとしても困難である。通級による指導が、障害の状態等に応じた適切な指導や支援を必要とする生徒にとって真に意義のある制度となるためには、国、教育委員会、高等学校それぞれにおける充実方策が不可欠である。

10ページに入ります。

(1)「国の役割」。これ以降、主体に応じて、(1) から (3) と書き分けさせていただきました。(1) の一つ目のパラグラフでございます。

国は、高等学校を含む特別支援教育の推進に一層取り組むとともに、通級による指導を充実するための支援を行うことが必要である。

担当教員が有するべき専門性として、障害に関する専門性・指導力は当然であるが、更に外部機関との連携や就労に関する知識、在籍校や学級担任へのアドバイス等ができる幅広い力量も有することが望ましい。国は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研修の実施や、平成28年度から実施を予定している「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」等、特別支援教育に関する教員の専門性向上のための事業を引き続き推進することが必要である。

国は、モデル事業の成果を収集・分析し、全ての設置者及び高等学校の参考となるよう、周知に努めることが必要である。また、モデル事業において通級による指導の導入の支障となる課題が明らかになった場合には、課題に対処するための新たな研究事業や支援策も実施すべきである。

生徒の障害の状態や必要な支援、高等学校において何ができるようになったか等の情報を、進学先や就職先に適切に引き継ぐことが求められている。国は、大学入試に関する調査書などの関係書類における記載方法について、検討を行うことが必要である。

(2) 教育委員会の役割

設置者である教育委員会においては、学校が外部専門家の助言や、中学校における対象生徒に対する支援内容の引継ぎ・情報提供を得られる仕組み作りが必要である。特に、高等学校が単独で各障害種の外部専門家を集めることは困難が多いことから、設置者である教育委員会においては、障害のある学齢児童生徒の就学等に関して設置している教育支援委員会や巡回相談・専門家チームの活用、特別支援学校のセンター的機能の強化などにより、高等学校への支援体制を強化することが必要である。

中学校からの引継ぎに関しては、市町村教育委員会の協力も不可欠である。市町村教育

委員会は、都道府県教育委員会とも連携しながら、中学校において「個別の教育支援計画」の作成・引継ぎを促進するなど、高等学校への迅速な引継ぎ体制の構築に努めることが必要である。

都道府県教育委員会は、担当教員の適切な配置や専門性の向上にも取り組む必要がある。支援を必要とする生徒の在籍状況等について、高等学校からの情報収集に努め、担当教員の適切な配置を行うことが求められる。また、生徒の負担軽減のためには巡回による指導の導入も効果的であり、教育委員会においては、巡回のための担当教員への兼務発令等の手続や旅費の措置なども、計画的に行うことが必要である。

(3) 学校における体制整備について

高等学校においては、何よりも、まずは特別支援教育の推進のための校内体制の整備、すなわち、障害のある生徒への支援を特定の教員任せにしない組織的な体制作りが求められている。

高等学校においては、各教員が担当教科の指導に集中する余り、ともすると担当教科以外の校務や学校全体として取り組むべき課題について、組織的な対応が困難な場合がある。特別支援教育は、生徒に関わる全ての教職員が適切に対応することで効果を上げるものであるため、校長がリーダーシップを発揮し、特別支援教育コーディネーターや「通級による指導」の担当教員が担う役割は特別支援教育の一部であることが全ての教職員に理解され、学校全体として特別支援教育に取り組む体制を整備することが必要である。

生徒への適切な指導や支援が通級による指導の授業時間だけで終わることなく、他の授業や家庭においても適切な指導や支援が行われるためには、上述のような校内体制の中で、通級による指導の担当教員と、当該生徒の他の授業の担当教員、保護者等の関係者の間で定期的に情報が共有されることが必要である。

特に、通級による指導以外の授業について、障害のある生徒にとって分かりやすい授業は、障害のない生徒にも分かりやすい授業であるべきことを踏まえ、全ての教員が指導力の向上に努めることが望まれる。

授業以外の観点では、特に進路指導・就労支援は重要である。自己の特性を生かした進学や就労を実現する観点からも、通級による指導を通じて、卒業までに自己理解を深め、必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身に付けることが重要である。

就労支援においては、就職後の定着までフォローできる体制作りが望ましく、就職支援コーディネーターの配置や、「個別の教育支援計画」の引継ぎによる継続性の確保、特別支

援学校が蓄積してきた知見及び企業・ハローワークなどの関係機関とのネットワークを活用することなども有効である。

論点整理案につきまして、御説明は以上でございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。議論に入りたいと思いますが、まずは、今説明の中で、最後に読み上げる形で御説明をいただいた3ポツ充実方策のところについて、これは、前回の議論を踏まえて新たに論点整理の文章を書き起こしたところでございます。がここについて、まず11時頃まで議論していただいて、その後、全体的に議論をまた進めていきたいと思っております。

いつものお願いですが、御意見のある方は挙手又は、この名札を立てていただくということで、発言の際には必ずマイクを使用して、最初にお名前を言っていただくよう、お願いします。今日はマイクがいつものと違いますので、回しながら、マイクが来てから御発言いただけるとありがたいと思っております。

それでは、まず充実方策について御意見をお願いしたいと思います。なお、現在の論点整理には、これまでも幾つか御意見が出ているのですが、「今後の課題」という項立てをしてないので、そこの部分についてもいろいろ御意見あるかと思っておりますので、そこも含めてお出しただければと思います。それでは、お願いいたします。

【柘植副主査】 最初に少し。

【岩井主査】 はい。

【柘植副主査】 今、主査がおっしゃった最後の、現在の論点整理には今後の課題が盛り込まれていないのでということで、先に少し発言しておいた方が、我々、話をしやすいかなと思っております。前回、通級の知的障害の問題であるとか、あるいは、高等学校で特別支援教育を推進していくときには通級だけでいいのか、特別支援学級は必要なのか、必要じゃないのかとか、あるいは分校、分教室はどういうふうに影響するのか、関わるのか、関わらないのかというような、いわゆる文科の関係者がよく使う、多様な資源の組合せ、あるいはスクールクラスター、その視点から見たときに、今回は通級だけを議論して、そこでの形を作って、早めにスタートしようということかなと思うのですが、先回も、また、私は1回目のときも発言したように、高等学校における特別支援教育についての全体像はどうするのという議論があると思うのですね。それは、今回は直接は議論しないけど、最後のところで、「今後の課題」という項目を是非作っていただいて、そこに今後更に継続して議論するものは明確に入れ込んだ方が、パブリックコメントしたときにも、なぜそれ

がないのだとか、どうするのというような不安も軽減することができますし、文科としての全体の設計の中での、今ここをやっているのだという明確な発信になると思いますので、是非入れた方がいいかなと思います。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。今のような視点で、是非御意見を頂ければ。

大南委員、どうぞ。

【大南委員】 推進連盟の大南です。今、柘植委員がおっしゃいましたが、私、前回、通級に知的障害を入れることについては反対であるという意見、立場を申し上げているわけですが、それは特別支援学級をしっかりと整理をした上で考えないといけないと思うのですね。今、議論していることとちょっと外れるかもしれないのですが、昭和20年代中頃の特殊学級というのは、実は精神薄弱を対象としていながら、そうでなかったわけなので、要するに、学習遅進児というか、今で言えば発達障害、その頃、そういう名前ありませんから、その辺から始まって、実はそれではおかしいということで精神薄弱に限定していったわけです。

私は1960年（昭和35年）から精神薄弱の特殊学級の担当をしていますが、その頃の生徒の中には、IQ100の生徒も入っていたのです。これは、なぜ入るかという、通常の学級ではついていけない。しかし、放っておくと、今のように何も整備されていませんから、不登校になるか非行に走るか、どちらかではないかと。だったら、何とかしたい。それから、中学生になって平仮名を覚えたり足し算を覚えていたりしていました。あつという間ですよ、IQが100あるから。

しかし、それはやっぱり標準的にはならない。そのことが、実は今もずっと引きずって、今、ある区の中学の特別支援学級の数学の授業を見に行きましたら、一番高いクラスは1次関数、2次関数をどんどんやって高校入試を目指している。一番基礎的なところをしているのは、50円玉と10円玉が同じであるという。あるいは、80円ってどうやって出すかという、そのレベルなのです。たまたま、その学校は3学級あって、東京都はプラス1ですから、4人教員がいる。そこで、4グループできるから、そういう授業ができるのですが、もしこれが1人だったら、個別の指導計画がありますからやれない話ではないのだけでも。今の特別支援学級の現状を把握して、もうちょっとそちらを整理しないと、やっぱり学校って、発達障害と言われると、それを受けざるを得ない、あるいは受けてしまう。そのため、知的障害がむしろどこかへかすんでしまう現状があると思うのです。それで私が

申し上げたいのは、今、柘植委員がおっしゃったように、高校の特別支援教育全体をやっぱりどこかで議論していかないと、この論点整理の中にはありますが、通級だけをやればいいという話ではなくて、教職員全体が一人一人の生徒をもう一回見つめ直すことが大事なのではないかと。

課題の方を先に申し上げて申し訳ない。そのことが実は、今日頂いた資料4の市川委員の御意見で、ただ、これはお医者さんの立場で書かれていて、実は、昨日、一昨日、来年、東京都が採用する教員の任用前研修があったのですが、そこで児童精神科のお医者さんは、もう既に「学習症」とおっしゃっているのです。一方で、学習障害というのを都教委は話しているわけです。学習症と学習障害、同じだということを説明しないと困ってしまいますが、文部科学省は、まだ当分の間は「学習障害」を使っていくという方向です。市川先生、すごく上手に書かれています。「障害児教育の流れがありますから、急に舵を切るのは難しいでしょうが考慮する必要があります」とか、「今後の検討の余地を残しておくべきだと思います」。ですから、私が先ほど申し上げた、特別支援学級をしっかりと整理する、あるいは、特別支援学校も何でも入れていいという。これは村野先生、聞かないでいただきたい。何でも受けているという意味ではなくて、幅が広がっていくと、やっぱり中心で指導しなければならない生徒がかすんでしまうおそれがあるのではないかと。そんなことを思っています。どうもありがとうございます。

【岩井主査】 やっぱり話をしていない今後の課題というところは、相当皆さんも気になっているようではありますが、更にあれば。

石川委員、何かありますか。では、どうぞ。

【石川委員】 企業の石川です。3. 充実方策のポツの、最後の11ページのところの、それぞれ下から三つの論点について補足をさせていただきたいと思います。

まず、下から3番目の丸の途中の行に書いてある、先生と保護者との関係者の間で定期的に情報が共有されることが必要であるということでもあります。この情報の中身についてどうなのかということなのですが、様々な情報を共有することが大切だとは思いますが、充実方策という観点からすると、やはり今後の進路の情報については非常に大切な部分なのではないかなと思います。

私も特別支援学校の学校運営連絡協議会等で、学校の件について様々な意見をお受けする機会があるのですが、そこで保護者と学校側とで情報を共有するという部分で強化が必要だというのは、必ず進路指導の情報になります。ですから、それについては、前にもお

話ししましたが、特別支援学校さんのいろんな情報をうまく生かしながら、進路指導についての情報を、内容を高めて伝えていただくことが必要かと思います。

下から2番目の丸のところ、最後の行に、第2点ですが、「必要な支援を自分で選択し他者に伝える力を身に付けること」、これは非常に大切です。特に発達障害のある通級に通われる生徒さんは、ここが一番、逆に、そこがなかなか取りづらい、力が不足している部分で、ここで例えば、その後、就労、あるいは進学といった場合にも、この部分が強化されない、あるいは、それがそのまま次のキャリアに進んでいくことに、非常に不具合が生じてしまうことがあるかと思います。ですから、ここについては、特に重点的に身に付けるような方策をしっかりと取っていただく必要があるかと思います。

神奈川県内の横浜の特別支援学校さんでは、合理的配慮の提供義務が来年4月から施行されることに伴って、各特別支援学校の生徒さんに、「相談力」という形で、相談力を養うという形で対策を取るということも事例として出ています。これは、そういった同じ流れによるものではないかなと思います。

企業が求められる合理的配慮の提供義務については、改正障害者雇用促進法においては、努力義務ではなく法的義務になっております。そういう意味では、企業は障害のある方から、しっかりと申出を受ける。そのための窓口をしっかりと設置するところまで求められておりますが、残念ながら、発達障害のある方は、なかなか申出ということは難しいので、企業では今、ヒアリングという形を取りながらしていますが、ヒアリングをしたときにも、「何かありますか」と言ったときに、やはりなかなか話をしていただくことが難しい。ですから、そういう意味でも、通級の段階で、そういう相談力といえますか、自分の困り感をしっかりと伝えられる、そういう力を通級の段階で養っていただくことが必要かなと思います。

最後に、一番下の丸についてですが、個別の教育支援計画の継続性の確保ということで、私ども企業等もあるのですが、当然、進学をされる方もいらっしゃると思いますので、例えば、大学のキャリア支援センターさんにしっかりと情報を継続して伝えていくことも非常に大切なことなのではないかなと思います。

一応、以上3点が補足としての意見でございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。

これからの時代、合理的配慮を前提とすると、本当に本人の申し出る力というか、自分のことを理解して、それを伝えるのはとても大事なことだという御指摘を頂きました。

それでは続いて、中田委員、どうぞ。

【中田委員】 中田です。この就労の話についてお話ししたいと思います。1つは、資料4の中に、いわゆる特別支援学校高等部の魅力といますか、就労が確実にできるということがあって、実はこれが大きな選択の基準となっています。高校にも魅力がありますが、入口のところで入試があるので入れるかどうか分からない。真ん中のところで、果たして自分に合ったものを教えてくれるかどうか分からない。出口のところでは就職も分からないとなったら、特別支援学校に行くことを選ぶと思います。資料4には「高等特別支援学校が不合格になった段階で、通常の高校を受験するものも出ています」という指摘があります。こうした状況に対抗して、高等学校として、ある程度、入口、真ん中、出口の問題に対応するためには、この論点整理の中の下から2番目ですが、「授業以外の観点では」という言い方もあると思うのですが、高等学校というのは、「授業以外の観点」というよりも、むしろ「自立に向けた準備期間を提供することができる最後の教育機関」であるという位置付けがあるので、特にここが重要であるという文脈が大事かと思っています。

それを保証するためにはということで、石川委員からもお話がありましたが、必要な支援を自分で選択するということが重要です。どの選択肢がいいのかなということもあるのですが、生徒と話していると、多分、以前に何らかの障害という診断を受けていた高校生と話をする、確かに展開が雑だとか、少し疑問を感じるころがあるにしても、いろいろ話ができいきます。障害種という観点ではなく、やはり同じような丁寧な対応をしなくてはいけないなということ強く感じます。こうしたことを踏まえますと就職する場合、就労プログラムにおいてはADHD用の就労プログラムがあるわけではなく、軽度の知的障害用の就労プログラムがあるわけではないという形での就労プログラムの立て方がとても大事かと思っています。

そのときに、必要な支援を自分で選択するというプロセスが重要です。こちらがカードを持って、支援者側、教員側が、どれを選択するというよりも、生徒と話しているうちに、こちらで思い付かなかったようなことをやってみたいとかという要素が浮かび上がってくる場合があります。支援は提供するというイメージが強いですが、むしろ本人と丁寧に話し合っていくことによって支援を一緒に作っていく、共同で構成するというような構えがないと、高校生の就労支援はうまく機能しないだろうという気がしています。

それから、一番下のところですが、就労支援において、やはり専門家の方で、企業のこともよく御存知で高校生のこともよく御存知であるという立場の方が今まで余りいなかっ

たように思います。企業体験もあり、高校生と付き合いしていくうちに、この子たちとはこういう話をすればいいんだと、そういうふうコーディネーター役をする人がいると機能することを実践の中で確認しました。教員としての専門性とは少し違う感じの専門性のある人が不可欠であると思っています。高等学校にはむしろ、以前、ハローワークの分室があった方がよいということを提言したことがあります。つまり、文部科学省の管轄の担当という形で決めるのではなくて、厚生労働省の管轄の人材も高等学校の中において、チームの一員としてやっていくことが有効であろうと。これは理念的に語っているわけではなくて、実際にそういう試みをして、かなり就労率が上がった事実がありますので、その観点で、ハローワーク的な組織が、例えば「キャリア支援センター」という形で高等学校内にあることが重要である。

最後に一つだけ。「個別の教育支援計画」という言葉が最後のところにあります。一時、1990年代だと思いますが、当時は特殊教育の時代ですが、ITPという言い方で、個別の移行支援計画というコンセプトがかなり使われていました。最近は、使われてない感じがするのですが、高等学校でいろいろな実践を行っている、個別の移行支援計画という考え方、高等学校から社会に移行していくという考え方がしっくり来て、高等学校の教員には説明しやすいのかなと思っています。

すみません、長くなりました。

【岩井主査】 ありがとうございます。ほかにありますか。

笹谷委員、お願いします。

【笹谷委員】 綾瀬西高校の笹谷でございます。今の部分に全て関連してまいりますが、10ページの一番下のところ、高等学校においてはというところなのですが、その一つ目の丸なのですが、これ、モデル校としての意見になりますが、高等学校の校長さんが校内体制を整備して、校内委員会を作るのはそんなに難しくないです。すぐにそれは作れるのですが、問題は、教員任せにしない組織的な体制作りというところで、この作りには「合理的配慮」という言葉は入れないような作り方になっていると思うのですが、現場の校長さんにとっては、やはり校内体制を作ることと合理的配慮を進めていくことが本当はセットに入っていると分かりやすいと思っております。文言はいろいろありますが、体制を作って、今度はその中でどうやって魂を入れるかというところがもう少し書き込めるとよいかなど、ここの部分は思いました。

それから、11ページ、これも今まで各委員さんからお話がありますが、11ページの一番

後のところ、「就労支援においては」で止まっているのですが、その上の丸のところは進路指導と就労支援がセットになっているわけですから、やはり就労でなくて、次の学校へ進む生徒さんもたくさんいるわけですから、「就労支援においては」だけではなくて、進学先についてもフォローアップをすることが、やはり少し書き込まれていると良いかなと読んでまいりました。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。かなり細かい文言とかも含めて整理をしていく必要もあると思いますので、その辺のお気付きの点も含めて御意見を頂ければと思います。

村野委員、お願いします。

【村野委員】 町田の丘学園の村野です。先ほどから就労支援のことのお話が出ていますが、各学校でインターンシップであるとか実習をすることはとても難しい状況だと思うのですね。やはりある意味、地元の商工会とか経済団体とか、そういうものとのネットワークをどう構築していくかということは各学校独自では厳しい状況ですので、教育委員会や、又はハローワークと連携して、言ってみれば、そういう広域のインターンシップができる企業をサポーターとして蓄積していく。そういうことが必要だろうなと思います。

それに合わせて、特別支援学校の今までのノウハウを活用できると思っています。特別支援学校の進路指導は、先ほど中田委員がおっしゃった、進路指導の担当者というのは、どちらかという、特別支援学校の教員という反面と、もう一方で、就労先との接続という意味では、障害者の雇用について法制度も含めて理解している教員がいますので、そういうキャリアカウンセラーというような位置付けは必要ではないかなと思います。

一方で、ちょっと観点が違うのですが、教育委員会の役割、学校における体制整備の中に、「研修の充実」という項目が抜けているかなと思っています。校内体制の整備、そして、合理的配慮を進めていくことに関しては、教育委員会を中心にして、学校が研修をどのように進めていくかということの観点を是非記述していただけたらと思っています。

以上です。

【岩井主査】 モデル事業の学校でも、カウンセラーとか心理士とか、かなり専門的な方の力を借りながら進めてきたような例がありますので、その辺は多分、新しい制度を設けるに当たっても、高校としても、ある程度そういう支援があるといいなというのが皆さんの御意見じゃないかと思います。また、改めて、どの報告を見てもあるようなことですが、専門性向上のための研修という、ここはやっぱり本当に制度を作っても、じゃ、誰が

担当するののかというあたりのところは、いつも研修だけで足りるののかということもありますが、教員養成制度とかそういったことにも、ここが踏み込めるかどうか分かりませんが、そのあたりのところは、皆さん、お感じになっているところかなとは思っています。

じゃあ、高岡委員、お願いします。

【高岡委員】 府中九中の高岡です。全然違うことを言ってしまうかもしれないのですが、中学校の立場で進路指導をしていくと、子供たちは自分に人間関係がちょっと苦手だから、この学校を受けたいというよりは、できる、できないで学校を選ぶ。そうすると、いわゆる人間関係が苦しい子というのは、学力的にもつまずきがあったりするので、結果的に学力が低い評価を受けている。そういう子たちと話をすると、5教科の筆記試験がうまくできないから、東京都で言えば、作文と面接である学校を自分は選ぶという、そういう選択をするのです。言いたいことは、(2)の「教育委員会の役割」のところ、入試制度の柔軟化まで言っちゃうと言い過ぎかなとは思いますが、例えば、通級がある学校については、こういう入試制度が良いみたいな、そういうのがあってもいいのかなと感じました。全然違うことを言っていたら申し訳ありません。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。高校の入学制度については、かなり配慮されていることが多分データとしてあるではないかと思うので、その辺もまた改めてお出しただいて議論すればいいかなと。前の報告のときでも、入り口で行った配慮は、やっぱり中へ入って受け止めてからも配慮していこうということになっていましたので、そこは関連することだと思います。

失礼しました。大南委員、どうぞ。

【大南委員】 今、就労支援の話が出ていましたが、厚労省の関係の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構というのがあるのですが、そこで、例えば、発達障害者の就労に関わるマニュアルも作ってあるのです。ですから、高等学校ではそういうものも活用されて、その訓練生というか、指導を受ける方々は高卒の人も結構いるわけです。ですから、学校自体でそういうことが分かっていたら、かなり支援の仕方が出てくるのではないかなと思いました。

それから、これは私の知識不足なのですが、10ページのところで「教育委員会の役割」というのがありますが、都道府県教育委員会のことは書いてあるのですが、例えば、私、千葉県松戸に住んでいるのですが、松戸市は市立の高等学校を持っています。それから、

千葉県で言えば、市立船橋というのはもう全国的に有名な学校です。そこで、市の教育委員会はこれで読んでいけると判断してよろしいのですかね。「都道府県教育委員会は」と書いてあるところは、これを設置者のところだから、都道府県教育委員会ではなくて市町村教育委員会に読み替える、ということでもいいのか。兵庫県も市立の高等学校、結構あると思います。だから、そういうところはどう読めばいいのかなと思ったのですが、よろしくをお願いします。

【岩井主査】 事務局から。

【瀬戸特別支援教育課課長補佐】 特別支援教育課の瀬戸でございます。教育委員会の役割の箇所でございます。(2)の一つ目の丸につきましては、市町村教育委員会が設置者である場合も想定しまして、「設置者である教育委員会」と記載をさせていただきました。二つ目の丸につきましては、中学校の設置者、やはり市町村教育委員会が主であろうということで、このような記載としております。三つ目の丸につきましては、教員の配置をやっているのは、やはり都道府県教育委員会がメインであろうということで、このような記載にしておりますが、念のため、いま一度、記載ぶりを精査するようにいたします。

続きまして、先ほどの高岡先生からの入試の御指摘の件でございます。御参考としまして、参考資料2の、3枚おめくりいただきました、下の11ページと記載がある資料で、平成25年度の公立の高校での入試における配慮の件数というものを幾つかの配慮の例に分けて記載しておりますので、このような資料も参考にしていただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。

笹谷委員、どうぞ。

【笹谷委員】 希望のあるお話なのですが、これはここの書きぶりとは関係ないのですが、高校で見落としていたのが、うちは8,000人ぐらい同窓生がおりまして、同窓会にお手紙を全員出して、サポーターズになってくれないかということを書きましたら、140人ぐらいがやりましょうというお返事をいただきました。その中に、今、産業カウンセラーをやっているから学校へ行きましょうということで、生徒の相談に来てくれている。先輩が相談に来るわけですから満員御礼の状態なのですが、その他にも、地元の企業で、今、こういう仕事をしているので、学校で必要なことがあれば、いつでも声を掛けてくださいと、本当に温かいのですね。ですから、高校というのは、就労支援については、実は同窓会とか、高校の関係者を大事にしていくと、かなり道が開けるなということが今回の事業で少

しやらせていただいていることですので、御紹介だけさせていただきます。

【岩井主査】 ありがとうございます。高校独自というか、高校でなければ対応できないとか、そういうところは拾っていく必要があるかもしれませんね。

大南委員、手を挙げられていました？ 特にいいですか。

【大南委員】 結構です。

【岩井主査】 ほかに。水野委員、お願いします。

【水野委員】 静岡県教育委員会の水野と申します。よろしくお願いします。

11ページの(3)の丸の二つ目ですが、「校長がリーダーシップを発揮し、特別支援コーディネーターや『通級による指導』の担当教員が担う役割は特別支援教育の一部であることが全ての教員に理解され」云々とあるのですが、これも高校の現状と申し上げてよろしいのでしょうか。特別支援コーディネーターが、今、どういう人がなっているのかというお話になるかと思うのですが、学校によっては、特別支援教育をやらないと学校が回らないという学校であれば、やっぱりそれなりの人を置かないとどうしても苦しくなることもありますし、一方で進学に特化している学校では、正直なところ、進路指導主事であるとか、あるいは教務主任であるとか、生徒指導主事であるとか、そういった人の方に人が取られてしまって、なかなか特別支援コーディネーターまで人が回せないというような話も伺うこともあります。

そんな中で、学校の中でやはり全部担うということは、学校によってはもちろんできるでしょうが、全ての学校においてはちょっと苦しいと思います。その際に、今、笹谷委員から話があったような、外部人材の活用という点は非常にすばらしいと考えております。ただ、外部人材の活用といっても、それがただ活用で終わってしまうのではなくて、最終的には学校に還元されるようなシステムを作る必要があると私は思います。すなわち、外部人材を活用した後に、その活用の結果や成果を教職員にフィードバックするようなシステムがあればいいのではないかなと思います。

一つは、それを裏付ける余談なのですが、静岡県では学校支援心理アドバイザー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと、今、三つを導入しているのですが、特に学校支援心理アドバイザー、臨床心理士を学校の中にまず導入するといったとき、学校側は反対意見も多かったようですが、実際に臨床心理士を活用してみると有益で、生徒や先生方も意識が変わってきて、先生方の聞くスキルが身に付いてきたりとか、生徒の心を上手につかめるようになったりとかいうようなことがありました。アドバイザーに任せ

っ放しにするのではなくて、教員との情報共有を密にすることによって、更に教員がスキルアップをしていくというシステムがあればと考えております。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。今の点は、恐らく論点整理のいろんなところで出てくる内容かと思いますが、学校任せでなく、何らかの形で国や教育委員会もその方向で支援ができるような仕組みになっていくとより進んでいくのかなと、そんなふうを受け止めました。

いろいろ議論いただいておりますが、充実方策に関しては、とりあえず、また後で、何かお気付きの点があれば出していただくとして、先に進めたいと思います。

全体ということですが、分量が多いので、また少し分けながらお話を伺っていきたくと思います。まずは、1. 制度化の意義、それから、2ポツの制度設計を分割して、30分ぐらいずつをめどに議論したいと思います。30分はちょっとないかもしれませんね。

それでは、まず、「高等学校における通級による指導の制度化の意義」というところで、前回の議論を受けまして、また、書き直したところも含めて、更に御意見を伺って進めていきたくと思います。

柘植委員、どうぞ。

【柘植副主査】 筑波大学の柘植です。3ページ、これ、資料によってページが違うのかな。参考資料の5を見えています。3ページの上の方の最初の丸のゴシックでしっかりしているところです。基礎的なデータがあれば、そういうものも入れて意義を論じていくことは大事かなと思います。こんな声が聞こえてくるぞというたった1人の声もとても大事だと思いますし、教育観だとか精神論も大事だと思いますけど、基礎的なデータがあれば、それも出して意義を論じていくことは、小・中学校と比べて、なかなか特別支援教育の歩みが十分じゃなかった高校の関係者に伝えるには分かりやすい方法かなと思います。

それで、例えば、参考資料2のとても分かりやすい資料集があるのですが、これの9ページの下のところ、特別支援学校の中学部からどういうふうに高校へ行くかというのがよく見えるのですが、1番下のところに、中学校の特別支援学級からどうなのかというのがありますが、中学校で通級を利用しているお子さんが急速に増えてきて、今、9,000人ぐらいでしたかね。そういった子供たちの行き先というか、どうなっているのかというデータはあるのでしょうか。

あるいは、先ほどの充実方策のところとの関係もあるのですが、個別の指導計画だと

か個別の支援計画の問題で、先ほど主査が、いろんな報告書に専門性を高めようってあるけどよく分かんないみたいな発言があつて、私もそのとおりだと思うので、専門性を高めようという議論をするときには、こんな感じのものというようなことを言わなきゃいけないと思うのですね。先ほど、何人かの委員の方から、やっぱり小・中学校の通級とは違って、高等学校の通級の先生ならではの専門性ってあるのだろうなど。多分それを事務局が、この後、ガイドラインでも作るのでしょうか、整理していくと思うのですが、話を戻しますと、例えば、中学校で通級に通っている子供、多分ほとんどの子供が個別の指導計画だとかを作っていると思うのですが、それがどういうふうに高校に行っても使われているとか使われていないとかというように、今、2点言いましたけど、まだいろいろあるのですが、要するに、今議論しようとしている高校の通級を制度化するに当たって、そんなような、直結するようなデータがまだいろいろあるのであれば、それも見てみたいという気持ちです。

以上です。

【岩井主査】 事務局、どうですか。

【瀬戸特別支援教育課課長補佐】 特別支援教育課の瀬戸でございます。御指摘の点、データ関係で二つございました。中学校の通級による指導を受けていた生徒の進学先、そして、個別の教育支援計画の引継ぎ状況に関するデータでございます。こちらは、それぞれそのもののデータは現在ございません。参考になりそうなデータとしましては、二つ目の個別の教育支援計画につきましては、高校での作成状況というデータはございまして、1枚、参考資料2をおめくりいただいた右下、13ページになります。こちら、公立の高校における体制整備状況の推移ということで、真ん中あたりに、個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成状況というものがございます。ただ、この内訳で、中学校から引継いだ割合がどのぐらいかというところは、データとしては取っておりません。

そして、1点目の通級による指導を中学校で受けていた生徒の進学状況でございますが、これも統計上は、通常学級からの進学先という内数になってしましまして、これも特出しでは取っていない状況でございます。ただ、あくまでも御参考情報といたしまして、中学校の通常学級からの進学先を見ますと、何名かは特別支援学校の高等部に進学をしている生徒がいるのは数字では出ております。ただ、この生徒さんが通級を受けていたのかどうかというところまでは追うことができないのが、現在のデータの状況でございます。

事務局からは以上でございます。

【柘植副主査】 恐らく高校の通級が制度として出来上がっていくと、そんなような統計も取っていくことになるのでしょうか。取っていないと、「高校の通級、成功したのですか」と聞かれたときに、「うまくいっているのですか」と聞かれたときに、「頑張っているようです」では、だんだん難しい時代になっていくと思いますので、ですから、統計の取り方みたいなものも今後工夫していかれるといいかなと思います。

以上です。

【岩井主査】 他にいかがでしょうか。

【中田委員】 柘植委員から統計の話がありましたので。例えば、参考資料2の13ページのところですが、群を抜いて高等学校で低いのは、個別の指導計画と個別の教育支援計画と。この図が出されるたびに、高等学校は何と遅れているのだろうという形で指摘がよくあるわけですが、私はこの数字を見ていまして、何を根拠にして個別の教育支援計画と言っているのだろうかということが疑問です。これが具体的に何を指しているのかというのは、多分、高等学校の判断であると思います。非常に厳密に判断するのは、とても特別支援学校のようなものは作っていないというように考え、「やっていません」のところに印を付ける場合もあるし、逆にこれは本当にそうかと思うものでも、何かあればやっているということなので、その辺も統計のときに、一体どういう内容なのかということも、これからは課題になるかなと思っています。その方が、より参考になるかなと思っています。

それから、校内委員会の設置についてですが、何回やりましたかと言ったら、年に1回ですというのがあります。年に1回とはどういう意味なのかということですよ。だから、ある程度細かい分類をしていかないと、具体的な示唆が出てこないということで、ある程度具体的なところは打ち出していく時期かなと思っています。

以上です。

【岩井主査】 そうですね。体制整備状況調査では、いつも高校は遅れていると言われて、いや、遅れてないのだという話をしているところではありますが、一応、どこも、それぞれの説明を受けて回答しているとは言っているはずですけどもね。あとは、校内委員会についても、公表されている中では、ゼロ回というところもあるし、1回から3回はもう6割とかそんな感じじゃないでしょうかね。

何かありますか。

【齋藤特別支援教育企画官】 特別支援教育課の齋藤でございます。体制整備調査では、

個別の指導計画、個別の教育支援計画については一般的な定義をお示しして、各学校さんで記載をいただくというような方法でやっております。

また、校内委員会の設置状況、もう少し詳細なデータも取ってはいるのですが、例えば、高等学校、国公立合わせて、校内委員会の設置率85.6%。開催回数、これは1回が24.6%、2回が18.1%、3回が11.4%、4回以上が30.7%というような状況でございます。

この開催回数、それから、内容がどうなのかというようなこともございますけれども、こうした調査、毎年行っております。一方でまた、先ほど柘植委員から、通級に通うお子さんの個別の支援計画の作成率等々、これは現在調査しておりませんが、通級の対象となる児童生徒の調査は毎年行っていて人数が出ていると。その調査の中でそういったものも加えて行うことができるのかどうか、いろいろ御意見を伺いながら、一方で、学校現場の調査、事務の負担も考えながら、ここは御意見を基に検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

【岩井主査】 それでは、時間もありますので、元に戻して、この論点整理案についてということで、ほかに御意見があれば、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、また思い付いたらそこで出していただくことにして、1ポツについてはここまでということで、2ポツの高等学校における通級の指導の制度設計というところに進めていきたいと思います。ここも内容的には、(1)から(7)までということで、ちょっとボリュームがあるところですが、こちらで御意見を伺いたいと思います。

高岡委員、お願いします。

【高岡委員】 ここで言えば、(2)ですかね。6ページ、一番下の『通級による指導』の対象者の決定」ということで、①～④まで6ページから7ページについて書いてあります。小・中学校と違って、この①から④を見ると、子供の主体的な意思が随分書かれているのですが、先ほどの充実策のところにも書いてありますが、教育委員会がいかに積極的に入っていか。発達検査をするかどうかとかも含めてだと思うのですが、一応、③の下から3行目から2行目あたりにも書いてあるのですが、もう少し教育委員会との連携もこのところには書いてはいかがかなと思います。

以上です。

【岩井主査】 通級による指導の対象者の決定のプロセスということですね。学校だけではなくて、どこが責任を最終的に持ってこれを進めていくのかというあたりを明確にということですね。あとは、対象を選ぶときの根拠というか、そういったあたりですね。デ

一時的なものです。ありがとうございます。

大南委員、どうぞ。

【大南委員】 大南です。6ページのところ、先ほど話題にもなったと思うのですが、下の方の①生徒に関する情報の収集というのがあるのですが、この部分は今、中学校の進路を担当しておられる先生方と、高校の先生との間のやっぱりずれ、ずれと言うといけませんが、中学校側は細かいデータを出すと入試に落とされるのではないかと。高校側は、そんなことはないから、どんどん出してくださいと。でも、そのところがどうもうまくいってなくて、今、幾つかの区の進路の先生方と話すときに、やっぱり入試のことがどうしても頭にあるので資料は出せないということがありますが、是非ここに書いてある、6ページの①のところに書いてあるところが実現できるようにお願いしたいというのが、一つ、希望です。

二つ目は、先ほど中田委員から、高等学校個別移行支援計画だったら分かりやすいというお話だったのですが、個別の教育支援計画と個別の移行支援計画は出てきたときが違うのです。特別支援学校の高等部でも、移行支援計画というのは結構早くから言っていたのですが、学習指導要領の上では個別の教育支援計画なのです、小・中・高共通して。私は、移行支援計画というのは個別の教育支援計画の一部だと思っているのです。思っているというより、一部なのです。要するに、進路というか、次のステージへ行くのに際してどういう指導計画を作るかが移行支援計画ですから、個別の教育支援計画というのは、小学校の1年、もうちょっと言えば、幼稚園のところから高等学校を卒業するまで、あるいは、大学まで続けばそのまま続くわけですから、その中の移行する、例えば、小学校から中学校へ、特に今、入試があるところと言えば、中学校から高校への計画が個別の教育支援計画の中で移行に関する部分が強調されたものが移行支援計画なので、理解としてはそういうふうにしてお願いして、今、特別支援学校の高等部でも以前と比べると移行支援計画という話は余り、余りでもないのだけど、強調はされなくなっているのではないかと思います。

以上です。

【岩井主査】 どうぞ。

【中田委員】 先ほど、移行支援計画という言い方をしたのは、高等学校で個別の教育支援計画に触れると、特別支援学校のものということで、もうシャットアウトされますが、高等学校から就労するときに、こういう課題がいっぱいありますよね、先生方の力だけで

は足りないのというときに非常に切り込みやすい用語であるので、場面に応じてうまく使っていただきたいなということが趣旨であります。

【岩井主査】 ありがとうございます。移行の時期に、どういう情報を伝えていくのか、あるいは、伝えるのではなくて、本当は本人が自分の情報を活用しながら次のステップに進んでいくことになるのかもしれないですが、これはまさに中から高のところもそうですし、先ほど来話題になっていた、高から就労とか進学とかというところでも同じようなことが言えるのではないかと思いますので、ここは仕組みと併せて、全体的なそういう理解が進んでいくこともとても大事なのだろうなと思ったところです。

どうぞ。

【柘植副主査】 関連して。先ほど、主査がおっしゃった第3部のところで専門性を高める必要があるとどの報告書にもあるけど、よく分からない、私も全くそのとおりのんですけど、だとしたら、そういう書きぶりをするのは責任を委員として持たなきゃいけない、良くないなと思います。個別の指導計画と個別の支援計画の話題が今たくさん出てきているのですが、やっぱり日本は他の幾つかの国と比べると、法令上の位置付けがない国なので、それがいろんなところにいろんな問題を起こしているのだなというのを改めて、皆さん方の、学校教育法だとか、明記されてないのですよね。そういうのがやっぱり、いろんなところで影響してきているのだなというのを改めて感じました。

大南委員がおっしゃったように、特別支援教育のサイドでは、個別の指導計画と個別の教育支援計画について学習指導要領の解説にもそんなようなことが書いてあって、例えば11ページの下のところ、私、発言しなかったのですが、後でと思って、見え消しのある方ですね。下から3行目、『『個別の教育支援計画』の引継ぎによる継続性の確保』って、分かるときは分かるのだけど、福祉関係、医療関係、厚労関係の方が見たら分かりづらいですよね。これ、多分、個別の支援計画なのでしょうね。ですから、放課後でガイドライン、半年前にできたものも、福祉、医療、教育で個別の、などと書かれていますが、うまく具合に連携しようということが書かれていて、発達障害支援法も見直しの時期で、いろいろな見直し案が出ているようですが、そこにも個別の指導計画、個別の支援計画、もうちょっと頑張ろうよって。もうちょっと頑張ろうよというのがいろんなところに書かれているのだけど、頑張ろうよという精神論じゃなくて、高校通級で対象となるお子さんは、個別の指導計画、支援計画は必須のものでと言い切っちゃってスタートするのって、先ほどの専門性だとかいろんなことを考えると、分かりやすい発信になるのかなと私は思い

ます。

小・中学校は必須ではないのではないかって、いいじゃないですか。高校ならではの、非常に悩ましい問題がたくさん、石川委員だとか大南委員から就労のところとか語られて、多分、基本的には小・中学校の通級と同じなのだろうけど、やっぱり加えなきゃいけないものはたくさんあると考えると、ちょっと遅れちゃったかもしれないけど、ここで高等学校の通級が先んじて、指導計画、支援計画、より強固なものとして、それを作っていくのだというような作りをするのも、特別支援教育全体の底上げを考えるにはタイムリーかなと思います。

以上です。

【岩井主査】 三代委員、どうぞ。

【三代委員】 中学校から高校への引継ぎや、高校から卒後の引継ぎのことについて、今、ちょうど高校の入試のいろいろな手続の時期にありまして、本当に現実的な話で共感するところが多いです。研究指定校の対象の生徒さんで、実は入ってから中学校で通級指導の対象であったということが、よくよく見ると、中学校から上がってきた要録の写しに一言書いてあったことでわかったそうです。他県は分かりませんが、本県の場合、何うと、通級の指導を受けていた生徒さんでも、中学校での通級の指導内容や状況がしっかりと引継がれているケースはほとんどないような状況です。

今、大学のセンター試験を受けるときには、いろんな資料を提出します。高等学校の先生からの質問で、個別の教育支援計画、個別の指導計画の書き方はどうしたらいいですかと言って、高校2年ぐらいになって急に言われるようなことがあります。そういう時中、法的ではないですが、決まりがあると、あっ、学校現場って動くのだなと感じています。それで、今、研究指定校が始まって、研究指定校の来年度の入学希望の生徒さんが多いそうです。こちらの学校に行ったら、そういった支援が受けられるという盛り上がりがあります。一方で、まだ理解のない地域では、いまだもって、本当に通級の指導を受けていた子は高等学校に入る際、合否には関係ないのですかという質問があります。今回の高等学校という、義務教育ではないところもであれば、自分の自主的な将来の設計というか、進路選択の上で、中学校まで受けていたような指導をしっかりと情報提供するようなシステムがあると、高等学校でもスムーズに指導ができるのかなと思います。

本県の研究指定校は、1年次は教育課程上ではやっておりません。高等学校側が結局、実態把握ができないところで、1年からスタートすることに不安を感じていると言っております。

す。そういったこともあり、教育課程上では正式には2年次です。1年次は、いろいろなことの実態把握から始まり、なぜこれを高等学校の段階から行うのかと思います。本来であれば中学校からのしっかりとした情報が引継いであれば、高校1年から継続してできるべきシステムであり、それが整うと良いとは思っております。

すみません。島根県の三代でした。

【岩井主査】 笹谷委員。

【笹谷委員】 大変勉強になります。うちでモデル校、綾瀬西で始めさせていただいて、通級と書いているお子さんの方が保護者との話合いも早いし、その後の引継ぎも早いので、むしろ書いていただいた方の方が高校としては大歓迎というのが、このモデル事業をやって分かったことですので、何とかそういうことが引継げる体制になれば非常に良いと思います。私の方は、7ページになりますが、文言から入って、それから、単位数の取り扱いのところをちょっとお話しさせてください。先ほど高岡先生から、校内委員会でどう検討していくかというお話があったところなのですが、実は正しく読むと、③は、「対象となる生徒を決定する」と書いてあります。ここは、候補になりそうな生徒を決定するということであって、そうなってくると、④がすごく大事でして、『通級による指導』を希望している生徒や保護者に伝達し」ではなくて、やはり「丁寧に説明し」という言葉に置き換えた方がいいと思います。伝達ではなくて、丁寧に説明して、情報を共有することによって合意形成ができるという書きぶりの方がよいかと思います。

それはなぜかといいますと、5ページなのですが、一番そのときに大事な説明は、自立活動について、これから「以下のような論点を踏まえる必要があるのではないか」の二つ目の単位数の在り方なのですね。ここのも正しく言うと、単位数の在り方ではなくて、高校における単位の取り扱いについてということで、これから議論が深まっていく中で、読み替えをすとか、あるいは、こういう通級の科目、通級の領域をやりますという、そういう説明をしていくのはこの部分になりますので、単位数そのものよりも、単位の取り扱い、単位の在り方について、単位制の在り方についてというのが、より高校では切実感があります。単位数そのものは、もう何という教科は何単位と決まっていますので、その単位数よりも単位をどう読み替えるか、単位をどんなふうに規定していくかという単位の取り扱いを少し考えているところです。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。そうですね。高校の文化といいたいでしょうか、

高校の中ではこういうことが考えられるよという点でお話をいただきましたが。

ほかにいかがでしょうか。

【西川委員】 よろしいでしょうか。

【岩井主査】 西川委員、どうぞ。

【西川委員】 肢体不自由教育研究会の西川と申します。見え消しの参考資料5の6ページのところで、少し前に話題になりました、生徒に関する情報の収集の項目のところなのですが、先ほど来、中学校からのいろんな文書等を高等学校に引継ぐとか提出していただくとか話し合いをすとか、いろいろ方策はあると思うのですが、参考資料2で、現在やっている特別支援教育の充実事業のところ、「ネットワークの構築」というところがありますよね。27になりますかね。多分、モデル校さんとか、今、協力校さんの方は、こういった地域のネットワークをいっぱい作っておられて、単に高等学校単独ではなくて、特別支援学校を含め、教育委員会とか、あるいは発達障害センターなど職員には、運営協議会みたいなときには来ていただいたりするようなことをやられていると思うのですね。ですから、運営協議会という、あらかじめ計画された会ではなくて、日常的に定期的に、そういった地域の方々が集まれる会を、学校が主導するのか、教育委員会が主導するのか、地域の実情がいろいろおありなので、効果的なところが呼び掛け人になって集まっていた方がいいと思うのです。そういった場を通じて、今話題になっているようなことの課題とか問題点なんかも協議しつつ、本人にとって不利益にならない範囲で、いろいろ情報提供を受けたり知恵をお互いに持ち寄ったりして本人を導いていくやり方もあるのではないかと感じた次第なので、こういったネットワークを通じた情報収集だけに限らないとは思いますが、そういった言葉をどこかに散りばめていただけるといいかなと思ったところでございます。

【岩井主査】 ありがとうございます。そうですね。モデル事業の成果というのは直接的なことだけではなくて、いろんなモデル事業の成果を活用していくとか、ここに生かしていくとか、そういう観点で御発言をいただきました。

他にいかがでしょうか。三代委員、どうぞ。

【三代委員】 島根県の三代です。先ほどもありましたネットワークの構築や、参考資料2の13ページの体制整備のことです。実は、この数値を毎年、県の高等学校特別支援教育コーディネーター研修会でお知らせしています。校内委員会、実態把握、コーディネーターの配置等はほぼ100%近いです。委員会もあります、コーディネーターもいます、実態把

握もしています、では、それがどういうふうにも活用されているのか、そして、関連付けられているのが課題です。コーディネーターに任命された先生も、その先、自分はどうしたらいいですかというのが課題です。

研修会も見直しまして、小グループでの協議や、研究開発校や先進校の実践について、具体的に、委員会の役割や実態把握はどうなっているかというようなことを研修に組み込むと、とても喜ばれます。ただ、高等学校の場合、家庭や生徒の実態、学校の分掌等もいろいろ組織が違ってしまっていて、そういったところが一つのモデルでは参考になりにくい。本当にいろんなケースがあって、いろんな取組、いろんな事例、やり方をどんどん伝えていかないといけないなというのを感じています。これから体制整備の状況、数値だけではなく、現場の先生に具体的な例を紹介していかないと、いつまでたっても変わらないと思っています。

あと、この個別の指導計画が低いというのは、学校によっては対象の生徒さんがいないから作成していませんよという場合はゼロなのですね。いなければ、どうしてもその学校はゼロということなのですね。

【柘植副主査】 白のところ？

【三代委員】 はい。

【西川委員】 だから、白いままになっているのですよ。

【柘植副主査】 だから、半分というか、倍の開きになっちゃっているという。

【三代委員】 ですね。そのところもすごく、今の高等学校に全くゼロなのかどうかといったところの認識もあって、そういったところもなかなか現場の方に、いる、いないのところで終わってしまう話かなとは思っております。

【岩井主査】 ありがとうございます。

村野委員、どうぞ。

【村野委員】 町田の丘学園の村野です。6ページ、7ページのところで、7ページの上に、「引継ぎ体制の構築の必要性は、特別支援学校中学部から高等学校に進学する生徒についても同様である」ということで、引継ぎ体制ということは、この文章ではそのとおりでと思うのですが、6ページのところで、これは今後の課題のところの論点になるとお話しされた、今回の通級は知的障害のお子さんには、「小・中学校における通級と同じ指導と同じ扱いとすることが適当である」と書かれて、これが前提ですよね。そして、ここでは、「特別支援学校中学部から高等学校に進学する生徒についても」というふうに、引継ぎのことにつ

いてはそれでいいと思うのですが、同じ文章の中で、特別支援学校中学部から高等部へ進学するというような言葉が入っているのは矛盾するような展開になるかと思うのですが、その点はのでしょうか。

【柘植副主査】 参考資料の5で言うと……。

【村野委員】 参考資料の5です。

【柘植副主査】 上から3行目、4行目の2行。

【村野委員】 はい。

【柘植副主査】 私もちっと違和感を覚えますね。盲学校のお子さんで進学した場合ということは……。

【村野委員】 入りますよね。

【柘植副主査】 だけど、これだけだと知的障害のことも想定させちゃうので矛盾するのではないかという感想は私も持ちますので、書きぶりをちょっと変えた方がいいかもしれないですね。

【岩井主査】 勝手に解釈して読んじゃうといけないということですね。

【柘植副主査】 そういうことです。

【村野委員】 はい。

【岩井主査】 我々、中にいると、そういうふうに自然に読んでしまいますけど、やっぱり一般的に読まれると、どういうふうに解釈されるかって、そんなことも含めて文言の整理をしていかなきゃいけないという。

他に、笹谷委員、どうぞ。

【笹谷委員】 綾瀬西の笹谷です。大変熟してきたところでなんですが、参考資料の方で、3番で、全国の高校の方から上げていただいている資料がございまして、随分お付き合いをさせていただいている話をちょっと入れていただいて、モデル事業のところは、是非「モデル事業等」ということで「等」を入れていただきたいと思っております。最初の上士幌高校は、こちら、帯広の子たちが、ほとんどバス、1時間10分かけて乗ってきて、また帯広に帰っていくという学校でして、本当に生徒さんがいない中で、来る生徒がいれば、とにかく全員受け入れるということで取り組まれていることを教えていただいております。

それから、この資料の中でいきますと、16番の徳島県の海部高校も同じようでした、学校が統廃合されて、新しい海部高校で、オール海部高校チームで、入ってくる生徒さんはとにかく力を付けて社会につなげていこう、キャリアデザインをやろうということで頑張

っておられました。

同じように佐賀県の事例もございまして、皆さんの方では、佐賀県の太良高校、17番が
ございます。それから、最後、平成27年度、新たな特別支援教育事業で三つ学校がありま
して、この中の山形県立新庄北高等学校も昔はクラスがありましたが、どんどん生徒さん
が減っているということで、なぜその話を今、させていただいたかと言いますと、ちょう
ど熟してまいりましたので、どうしてもモデル事業の成果というと、まだまだ偏りがあり
まして、実際に高校の通級というときは、全国の大半の地域になっている過疎地で頑張っ
ている高校。とにかく全員入れて、全員に対して何ができるかというところで一生懸命考
えている学校がございまして、是非モデル事業の中には、こういう学校の声も私の方も
拾ってきますが、入れながら、先ほど言われましたように、もう特別支援学級をやらなけ
ればいけない生徒さんも現実には受け入れている高校はたくさんありますので、そちらも
カバーした形で、首都圏の学校だけでなく全ての、全国の九州、北海道の学校までが高
校通級、じゃ、こういう形でやれるような制度設計をとっていただければと思います。と
いうことになります。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。

水野委員、どうぞ。

【水野委員】 静岡県の水野です。ちょっと抽象的な話になってしまうかもしれないの
ですが、制度が仮に設立されて、その後、運用していくときに、その制度がどのような形
で機能するかをイメージしたときに、通級の制度ができて、すぐにそれが100%機能するこ
とは、私はちょっと難しいかと思えます。すなわち、高校の先生方にお話をして制度の意
義を理解してもらうのに、恐らく時間差が必ず生じるのではないかなと思えます。

例えば個別の指導計画に関してですが、柘植委員がおっしゃったように、通級の生徒さ
んには作らなくてはいけないというのは、それはそのとおりだと思いますので、個別の指
導計画を作ることを制度上の中にあらかじめ入れてしまうことも良いと考えております。

例えば、静岡県の中で昨年度、個別の指導計画の作成率が二十数%しかないという現状
があって、本県の高校教育課長が特別支援教育に非常に力を入れており、どうしても全て
の高等学校に作ってもらいたいという気持ちを込めて、今年の5月に行いました特別支援教
育コーディネーター研修会のときに、特別支援コーディネーターは全員個別の指導計画を
持ってくるという宿題を付けて研修会を行いました。その結果、「支援を要する生徒は、本

校にはいない」と言い張る学校も当然ありますが、「作ってきてください」とお願いすると作ってきてくださるの先生方が多くいました。

私たち教育委員会があらかじめ書式を差し上げて、その書式どおりに作っていらっしゃる方もいれば、実はかなり凝って、与えられた書式にいろんなものを付け加えて、自分の学校の現状を付け加えて持ってきてくださって、更には先生方の中で、話し合いをすることによって、先生方が主体的に個別の指導計画の必要性を感じるような雰囲気が出来上がっていきました。その結果、個別の指導計画の作成を、半ばゲリラ的にやるわけではなくて、先生方が自発的に行えるようなシステムに最終的になっていければいいと考えております。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。先ほど副主査もおっしゃっていましたが、義務付けたらどうだとね。

【柘植副主査】 いやいや、正確に言うと、学校教育法に明記したらどうかということです。

【岩井主査】 高校ならではのことと言え、やっぱり自己理解がすごく必要だし、そういう意味では、教員が何か計画を作って支援の計画はこうだよと言うよりも、一緒に作っていき、さっき御意見ありましたが、そういう意味で言うと、非常にそこは画期的なのかなということは思いますね。

【柘植副主査】 嫌々持たされているとか、作らされた、「俺、通級行くのは嫌なのに」ということではなくて、自分の自己実現のために、夢の実現のために是非通級を使いたい、と。そのためには個別の指導計画も持っていてねって、そういうふうには持っていかなきゃいけない、多分。でも、そこへ持っていくのが、小よりも中よりも、まず高が先なのだろうなと思います。だから、先頭切って、高でそういう取組をやるといいのではないかと、いう意見を皆さんがおっしゃっているのだと。

【岩井主査】 中田委員、どうぞ。

【中田委員】 いろいろな高校の先生とお話する機会が最近あって、個別の教育支援計画ありき、書式ありきから始まると何をしたらいいのかという声がありました。まず、基本はこの生徒たちと共に、どのような支援を一緒に作って行って、支援プログラムがつくられているのかということです。支援プログラムがあれば、一定程度書式が必要になります。それはどうしたって必要なのだから作らなくてはならない。現に意識せずに、個別

の教育支援計画とは言わずに作っている部分はあります。なぜかという、話し言葉だけでおしまいになると、これは危ないと考えるからです。必ず書き言葉に直さないといけないという部分については、実際に行っている部分があると思うので、そういう個別の教育支援計画の萌芽といいますか、芽があちらこちらにあるというように把握することが重要であるということが1点目です。

それから、引継ぎのことについて常々思っているのですが、書き言葉による引継ぎはなるほどというのはめったにありません。抽象的な表現であり、何を言っているのか分からないというものもあります。つまり、難しい専門用語などの言葉があり過ぎて、共通用語はないわけですね。これを補足するためには、まず話し言葉で語ることができる関係性が成立していることが重要です。書類を一つ送れば支援が引き継がれるというほど、支援は甘いものじゃないと思うのですよ。実際にその生徒に、「中学校のときの支援、どう思った？」という。「余計なお世話だ」とかいう声もあるわけですよ、ある意味。「これがとてもよかった」ということも当然あります。その辺を、じゃ、高校になったらどうするのという話があってということがありますから、私は、一部の教員の取組になりがちなので、一部ではないのだという言い方もありますが、全部の教員が生徒とそういう話ができる場がないと、引継ぎも何もないのではないかと思います。ですから、書き言葉になるのは、話し言葉で了解されたときに次に書き言葉に移っていく。書き言葉から入れということはできるかもしれませんが、多分、形骸化して、パソコンがあって便利ですから、作ればいいという文化は、ぱっと広まると思うので、実質的なものがなくなってくるので、話し合いの上、支援プログラムを一緒に作り、それを必要に応じてしっかりと書式に残していく形を取ることが、高等学校にとっては現実的でありますし、現実にもそういうことが部分的には進みつつあると思っています。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。何か、石川委員が支援会議の話でもしたいような顔をしていましたけど、いかがでしょうか。

【石川委員】 ありがとうございます。予想されているとおりでございます。もう話したくて、うずうずしていました。今、バトンをつなぐ、あるいはパスポートということになるのかもしれませんが、これは非常に大切です。特別支援学校さんとの間でも、当然、就労移行支援計画を頂きます。ですから、それをただ作っていますよということだけではなくて、当然のことながら、その内容をしっかりと会議を通じて、私どもでは現場の従業

員も一緒にそういった就労移行支援計画を現場で、もちろん私どもが入って、いろいろ討議をしながら話を進めていっているところです。

皆さん御存じのように、企業が求められている合理的配慮事項の中の事例の1つとして、本人のプライバシーに配慮した上で、他の労働者に対し障害の内容や必要な配慮を説明すること、これは全ての障害職種にわたって合理的配慮の最も顕著な事例として出ています。法的義務でございますから、これはした方がよいという話ではなくて、企業に対しては、それはしなければいけませんよということになっているわけです。ですから、御本人のいろんな感情やプライバシーに十分配慮しなければならないことはもちろんですが、基本的には、それをしっかりと伝えていただく義務があるということ、やはり先生方にもしっかりと理解しておいていただかないと、こういった話をしてはちょっと語弊があるかもしれませんが、残念ながら、合理的配慮の不提供ということで、企業は今後、様々な訴訟のリスク等も含めたものをやはり私どもでは想定しています。そのときに、これは作ってありましたが引き継がれていませんということでは、御本人にとって非常に不幸な出来事になりますよね。ですから、そういったことを是非よくかみしめていただきたいなど。理解していただかないと困ります。

あるいは、企業から教えてくださいと、この方はどういう配慮が必要なのでしょうか。これまでの授業の中で、教育をされてきた中で、こういった課題が、困り感があります、こうしていただければ十分に力が発揮できますよということ、是非つないでいただきたいということです。

以上です。

【岩井主査】 ありがとうございます。本当に受け入れてくれるのかどうかという心配よりも、やっぱりどういうふうにその方のためにみんなで支援ができていくかという、そういう仕組みを作っていくとか、それがこれからの時代、当たり前になっていくと、そういうことだと思います。ありがとうございます。

私の方から一つ。参考資料でも資料3でも同じ6ページなのですが、知的障害の特性について書いてあるパラグラフがあるのですが、確かに学習指導要領とか解説とかで見ると、知的障害についてはこういう説明だと思うのですが、今日、市川委員から出されている資料とかも含めていくと、やっぱりかなり軽度の方のことが話題になっている中で、ここで高等学校の通級とかそういうのを考えていく中での知的障害の定義をこういうふうにしてしまうのは、何となく、私、授業でこの話をしていても、今でも知的障害って、こういう

ふうに全部まとめて言ってしまっているのかどうかということもちょっとあるので、ここはまた、自分でやっておいて何なのですけど、また事務局と相談しながら少し検討したいなと思っていますけど、何か御意見がありましたら、お聞かせいただければと思います。

【柘植副主査】 最初の2行がちょっと厳しいですね。今の時代、これからの時代を考えたときに、知的障害の方をこういう2行で捉えていいかという問題ね。いや、重い子もいる、でも、今は言わないけど、中ぐらいの子もいるけど、本当に知的障害があるかないか分からないぐらいの知的障害の子もいるわけで、それを総じて、この2行は、どこかにまだ記述があるようですが、ちょっと今の時代は厳しいなという印象を持ちますね。引用だったら、引用にすればいいですね。かぎ括弧を付けて、ここで言われているというふうに。

【岩井主査】 なるほどね。

【大南委員】 いいですか。

【岩井主査】 大南委員。

【大南委員】 いろんな方のお話の中にも入っていたと思うのですが、参考資料の5の4ページの上のところ、「高等学校は、自立や社会参加に向けた生徒自身の主体的な取組を支援する」ということですから、個別の教育支援計画だとか個別の指導計画を作る際には、是非本人の意見を聞いていくという、そういう姿勢が大事だと思うのですね。これまでのものは、保護者は聞くが、本人は余り聞いてないですね。

それから、先ほど、これは申し訳ない言い方かもしれませんが、個別の指導計画を作れと言われたから作ったのではなくて、生徒に主体性を求めるのだから、教員も主体的に。本当は個別の指導計画がなかったら授業できないのですよね。なくて授業をやっているというのを、私は何だと思っています。若い頃の自分のことはもちろん反省していますが。ただ、その頃、個別の指導計画は言っていないが、やっぱり15人の子供たちのことを1人ずつ知っていないとできないわけだから、あったと思いますね。ですから、主体的というのは両方だと思うのです。生徒に求めると同時に、教員も主体性を持ってほしい。

以上です。

【岩井主査】 本当に活発な御議論、ありがとうございました。お時間も迫ってまいりましたので、今日の議論を踏まえて、何か思い付いたとか、こういうこともあるのではないかとということがあれば、事務局に直接メール等でお伝えいただければということで、今日の議論はここまでとしたいと思います。

次回の会議では、今日の議論とメール等で頂いた御意見を踏まえて、報告書の案を用意

したいと考えております。事前にお送りできればお送りさせていただいて、お目通しをいただければと思います。メールの意見はいつぐらいまでに出せばよろしいでしょうかね。

【瀬戸特別支援教育課課長補佐】 年末年始のお忙しい時期と重なってしまいまして恐縮ではございますが、年明けの1月6日、水曜までに事務局にお寄せいただければと存じます。お願いいたします。

【岩井主査】 冬休みの宿題ということで、どうぞよろしくをお願いいたします。

【柘植副主査】 すみません。会場のことなのですが、内閣府の政策委員会に出ています、2回ぐらい続いたのかな。工事をやっていて、振動とか音で聞き取れないときがありまして、合理的配慮はもうフルスペックでやっているのですね。今回、入れなかった方がいらっしゃったので、手話だとかノートテークももちろんですけど、会場のところも次から留意していただけるといいかなと思います。いろんな方に聞いていただきたいオープンな会ですので。

以上です。

【岩井主査】 どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、最後に次回の予定について事務局からお願いをいたします。

【瀬戸特別支援教育課課長補佐】 次回会議の日時と会場につきましては、調整の上、また追って御案内を差し上げるようにいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

【岩井主査】 また、日程調整とかしながら、大体1月の終わりとか、そんな感じでしょうか。では、その辺で、また御協力、よろしくお願ひします。

それでは、本日予定した議題は全て終了いたしました。これで閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —